

議案第 70 号

宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料 中山桜台小学校・中山五月台小学校学校統合計画（概要）

1 経過

平成 28 年(2016 年)	
3 月	宝塚市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針を策定
10 月	中山台地区教育環境適正化検討委員会を設置
平成 30 年(2018 年)	
4 月	中山台地区における学校園規模の適正化について〈意見書〉を受理
10 月	中山桜台小学校・中山五月台小学校 学校統合計画を策定
令和元年(2019 年)	
5 月	中山台地区教育環境適正化検討委員会内に学校統合準備会、各専門部会を設置
令和 2 年(2020 年)	
7 月	中山桜台小学校・中山五月台小学校 学校統合計画の一部改訂
令和 3 年(2021 年)	
5 月～10 月	中山桜台小学校の施設改修（児童育成会室の整備、校舎・校地内の改修）
令和 4 年(2022 年)	
3 月	仮設の PTA 室設置、中山桜台小学校と中山五月台小学校を閉校
4 月	宝塚市立中山台小学校を開校

2 中山桜台小学校・中山五月台小学校 学校統合計画の概要

(1) 学校統合

中山桜台小学校と中山五月台小学校を統合することにより、学校規模の適正化を図る。

(2) 統合後に使用する学校

両校の立地及び通学距離等の教育環境の観点から、統合後は、中山桜台小学校の学校施設を使用する。

(3) 統合の時期

統合の時期は令和 4 年(2022 年)4 月 1 日とする。

3 統合計画の進め方

① 協働による取組

② 学校統合準備会の設置（6 つの部会（総務、教務、事務、地域・PTA、児童育成会、社会体育））

4 関連事項

(1) 児童育成会

学校の統合に伴い、それぞれの学校の児童育成会も統合する。

(2) 統合後の中山五月台小学校の跡地利用

統合後の中山五月台小学校は、本市の貴重な公有財産として宝塚市公共施設マネジメント基本方針に基づいて検討を進めることとする。

